

出雲教育事務所 学び通信 第3号

ぐんぐん



発行日 平成28年3月2日(火)

発行：島根県教育庁出雲教育事務所
(学校教育スタッフ)

住所：出雲市大津町1, 139番地
電話：(0853) 30-5682

平成27年度 学校訪問指導総括 「課題と課題に基づく改善の方向」

管内の各学校においては、年度末に向け、本年度教育活動の総仕上げに力を入れていらっしゃると思います。

今年度、出雲教育事務所では、6つの形態の学校訪問指導を実施しています。今号では、本年度の学校訪問指導を総括し、「課題と課題に基づく改善の方向」についてご紹介します。第1号、第2号でお伝えしたと重複することもあるかと思いますが、その内容については、特に重要であると捉えていただきますようお願いいたします。これらの改善の方向等の内容について全ての学校で今一度点検をしていただき、次年度に向け、力強く取組を進めていただけたらと考えております。

また、年度末の学校評価等から指導体制、指導方法等について、次年度に向けた改善の方向を明確にするなど、年間を通じたPDCAサイクルの円滑な実施をお願いします。

1 学力育成に係る学校訪問指導 教科等に係る申請学校訪問指導 継続型学校訪問指導

ポイント1 管理職のマネジメント、リーダーシップ

管理職が研究主任、学力育成担当等を常に支えることが必要です。管理職のリーダーシップのもと、担当者を中心として学校全体で研究推進、学力育成に取り組むことが重要です。

ポイント2 組織としての研究

学校全体で目指すべき方向を共通理解し、組織として授業研究を行う必要があります。他教科、他学年の指導を自分の指導場面に置き換えて研鑽しなければ、よりよい授業はできません。管内の学校では、「全教員が1年に1度は授業公開する」学校が増えてきていますが、授業をたくさんの教員の目で見て、指導の在り方を研鑽していく必要があります。

ポイント3 全国学力・学習状況調査及び島根県学力調査の結果を生かした授業改善

全国学力・学習状況調査及び島根県学力調査の結果に基づき、子供の実態を数値等で客観的に把握するとともに、指導改善の方向を明らかにする必要があります。学習指導案にこれらのことを記述することも重要です。

また、両調査に基づき作成している「各教科等の指導の重点」(島根県教育委員会)の内容を踏まえて指導を行うとともに、日々の授業の点検を行う必要があります。

ポイント4 何でも言える授業、学級経営、教科経営

学びの主役は子供です。子供が「もう一度聞きたい」「わからないので教えてほしい」ということが率直に言える授業、学級経営、教科経営が必要です。

ポイント5 言語活動を行う趣旨

言語活動の指導の趣旨が明確でない場合が見られます。言語活動は目的ではなく、手段であり、「ねらいに向かう言語活動」が求められます。単に発表し合うだけで終わらないよう、伝え合い、批評し合い、また相手が何を言おうとしているか真意を聞き取り、意見を返すなど、授業のねらいに迫る明確な言語活動が求められます。

ポイント6 次期学習指導要領を意識した指導

中央教育審議会企画特別部会の「論点整理」で述べられているように、身につけた知識・技能を「どのように使うか」「生活の中でどう生かすか」という視点で単元を設定し、子供たちに学んだことが自分の生活、将来に生きて働くことを感じさせる指導を行う必要があります。講義形式の受身の授業では、学習の楽しさを感じさせたり、学習意欲を育てたりすることはできません。

ポイント7 1時間の授業における時間配分

1時間の授業における各学習の時間配分を明確にする必要があります。展開案の途中で授業が終わり、本時の主となる活動に達しない授業が見られます。1単位時間の授業の時間は限られているので、適切なねらいを設定し、時間を意識したテンポのある指導を行う必要があります。指導内容が多過ぎて、計画に無理がある場合も見られます。

例えば道徳の指導であれば、読み物資料を追うことが精一杯で、道徳的価値の追究まで指導が達しない場合があります。自分を振り返る場を指導過程の中に明確に位置づけるなど、学習のスタイルを確立する必要があります。

ねらいが達成されるための1時間の展開を確立する必要があります。

ポイント8 振り返りの指導の在り方

振り返りのやり方があいまいで、ただ感想を言ったり、書いたりしている場合が多くみられます。本時で自分が学んだこと、新しく発見したことは何なのか、本時で学習したことをどう生活に、自分の将来に生かすかなど、授業を一人一人に振り返らせ、学びを子供のものにする必要があります。

ポイント9 未学習の防止

いわゆる「指導の積み残し」が起こらないよう、教科等の指導の進捗状況を「見える化」し、未学習が絶対起こらないようにする必要があります。

特に小規模の小学校や教科担任が一人しかいない中学校では、教科指導の進捗状況についてチェックができていない状況があり、学習進度に課題が見られる傾向が高いことがわかっています。学校全体のマネジメントとして、管理職や教務主任が中心となり、未学習が起こらないためのシステムを確立することが必要です。

2 初任者研修(法定研修)に係る学校訪問指導

ポイント1 初任者研修を活用した研究活性化

初任者研修を、学校全体の研究活性化の場として活用する必要があります。初任者研修に係る学校訪問指導の際は、全教員で授業を見て、国、県の施策を踏まえた授業の在り方を学ぶなど、全教員の研修の場とすることが研究活性化に有効です。

ポイント2 フォローアップ研修

初任者の初年度以降の2、3年目の研修の在り方が重要です。フォローアップ研修の機会を有効に活用し、これからの島根を担う教員を育成していく必要があります。

ポイント3 初任者個々の実態に応じた指導

初任者のこれまでの経験により、様々な課題に対して困難を抱える場合があります。初任者の実態を的確に把握し、適切な指導・支援を行う必要があります。



3 生徒指導に係る学校訪問指導

ポイント1 授業を通じた集団づくり

生徒指導については、「授業で子供を育てる」ことについて、改めて基本に立ち返る必要があります。そのためにも、教員の授業力・指導力等の力量の向上を目指す学校の雰囲気作りを醸成する必要があります。

積極的な指導により、「規律」「学力」「自己有用感」を育てることは問題の未然防止につながります。学校で統一した「あいさつ」「発言の仕方」等を確立することも重要な取組のひとつです。

また、生徒指導の研修については、外部専門家に丸投げすることなく、自校の教員が主体的に研修を進め、指導力を向上させることが重要です。

ポイント2 学校の「いじめ防止基本方針」の理解の推進

「いじめ防止基本方針」を作った終わりにせず、計画に基づいて実行することで、課題や修正点を発見することができ、次の計画、取組に生かすことができます。例えば、いじめを発見した場合「どう対応するのか」の共通理解は最低限必要で、共通理解を進めることで様々な課題が明らかになり、その共通理解が事案の重大化防止につながります。

また、「いじめの定義」理解を含め、保護者や地域に対して学校のいじめ防止基本方針への理解を進めることが誤解やトラブルの未然防止につながります。信頼される学校づくりのため、公開と説明を含めたいじめ防止基本方針の確実な履行が求められています。「いじめ防止基本方針」の公開は学校としてのいじめを許さないという決意表明にもつながります。

ポイント3 教育相談体制の確立

子供の問題は、アンケート調査だけでは把握できない場合が多く、問題が起こった時に誰にでも相談できるシステムを学校で確立する必要があります。また、日頃から何気ない声掛けを行うなど、子供達が話しやすい雰囲気を教員自らつくる必要があります。

また、アンケート調査を実施する際は、回答する子供の立場に立つて行う必要があります。記名式にするのか、無記名とするのか、アンケートは生徒だけに行うのか、保護者にも行うのか、学校で答えるのか、家庭で答えるのか、などより広く情報が得られるよう検討・見直しが必要です。管内の学校では、アンケート調査を、家庭で子供と保護者両方で書き、学校に提出している場合もあります。

ポイント4 小中高の連携

校種間の隙間を少なくし、確実な引継ぎを行う必要があります。卒業年次に欠席が少なくても、過去の不登校や不登校傾向の情報、また解消されたいじめであっても、その子供の加害や被害についての情報を校種間で確実に引き継ぐことが、問題の未然防止につながります。



4 特別支援教育に係る学校訪問指導

ポイント1 特別支援学級新任担当教員及び新設特別支援学級に対する配慮

特別支援学級を初めて担任する教員、新設の特別支援学級について十分な配慮が求められています。

特別支援学級の新任の教員は、学習指導や児童生徒への支援等に悩みや不安を抱えている場合が多く、校内での相談体制づくりが必要です。適宜、教育事務所、市町教育委員会の指導主事の訪問指導を受け、学級の経営、指導等について指導を受けることが重要です。教育事務所としても、可能な限り年度当初の早い時期に訪問指導を行うよう努力します。場合によっては、複数回の指導を受けることもできます。

また、近隣の学校と連携し、特別支援学級の授業を互いに実際に見て学ぶ機会をもつことがとても重要です。学校訪問日を近隣の学校へ連絡し、互いに研修の場となるように活用することも有効な方法のひとつです。

特別支援教育について、特別支援学級担任だけでなく、他の教職員への理解・啓発を図る必要があります。公開授業・研究協議に全教員が参加できるように計画することも重要です。

ポイント2 特別支援学級の適切な教育課程編成

年度当初に提出される学校経営概要等で、特別支援学級の教育課程が適切に編成されていない場合があります。障がい種、個々の実態により、教育課程編成は異なります。

教育課程を編成する際は、特別支援学校学習指導要領、特別支援教育ハンドブック（平成23年3月 島根県教育委員会）等を参考に、編成を行う必要があります。編成の際は、特別支援学級担任だけでなく、管理職、教務主任等も参加し、チェックを複数で行うことが重要です。管内の市町教育委員会では、教育課程編成を正しく理解してもらうための説明会や研修会を行う準備を進めています。

ポイント3 にこにこサポート事業の効果的な運用

にこにこサポート事業の配置校については、よりよい運用を図るために、以下の点が重要です。

- (1) 対象児童生徒一人一人に対して、どのような指導・支援が必要か校内で検討し明確にする。
- (2) 本事業に係る非常勤講師は、教員免許をもち、授業ができる立場であり、その立場を最大限に生かす。
- (3) 市町で配置されている支援員の役割と本事業に係る非常勤講師の役割との違いを明確にする。
- (4) 指導の評価を行い、指導方法や指導内容を見直す。